

平成29年度 当初予算要求事業内容説明書

9款 1項 3目

第3章 心豊かな人づくり、まちづくり

基本施策7 心の教育の推進

施策3 いじめ防止対策を推進します

【会計】一般会計

9款:教育費 1項:教育総務費 3目:教育研究指導費

| | | |
|------|-----|--------------------|
| 事業 | 188 | いじめ防止対策推進事業 |
| 担当所属 | 指導課 | |

【予算額】

| 予算要求額 | (財源内訳) | | | | |
|---------|---------|-------|------|-----|-------|
| | 一般財源 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特財 |
| 8,691千円 | 8,691千円 | | | | |

【事業の概要】

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のいじめ等問題行動の早期発見・未然防止のための対策に関する審議及び、重大事態が発生した場合におけるその事実の確認・審査を行います。 ・佐倉市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、連絡会議を開催します。 ・佐倉市いじめ対策調査会を開催します。 ・佐倉市いじめ防止子供サミットを開催します。 ・学校支援アドバイザーによる巡回支援を通して、各学校の運営や生徒指導体制の充実について支援を行います。 |
| 事業の目的 | 「いじめ防止対策推進法」制定に伴い、地方公共団体の責務である、いじめの防止のための対策についての施策の策定と実施を果たすと同時に、いじめのない学校を目指します。 |
| 事業の効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等のための有効的な対策を検討し、専門的な見地から審議を行うことができます。 また、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性、中立性を確保した上で重大事態が起きた場合の対応を行うことができます。 ・いじめ防止子供サミットを通して、子供の人権意識の高揚を図ることができます。 ・学校支援アドバイザーからの指導支援により、各学校でのいじめ対策を強化することができます。 |

【予算額の節別内訳】

| 節 | 予算額 | 説明 |
|-----------------|---------|---------------------------------------|
| 1 報酬 | | |
| いじめ対策調査会委員報酬 | 93千円 | いじめ対策調査会委員報酬(6人分) |
| 7 賃金 | | |
| 学校支援アドバイザー賃金 | 8,532千円 | 学校支援アドバイザー賃金(5人分) |
| 8 報償費 | | |
| いじめ問題対策連絡協議会委員謝 | 36千円 | |
| 9 旅費 | | |
| 費用弁償 | 17千円 | いじめ問題対策連絡協議会委員(2人分)に対する交通費 |
| 11 需用費 | | |
| 食糧費 | 13千円 | いじめ対策調査会、いじめ防止子供サミット等の開催に係るお茶代(100人分) |
| 計 | 8,691千円 | |

【活動指標・成果指標】

| 指標名 | 平成29年度計画値 |
|--------------------------|-----------|
| いじめ防止対策調査会人数 | 6人 |
| 佐倉市いじめ防止子供サミット参加校数 | 34校 |
| 学校いじめ防止のための組織の会議開催数 | 35回 |
| 学校いじめ防止のための組織が設置されている学校数 | 34校 |